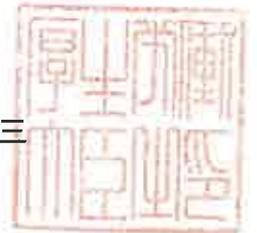


厚生労働省発健生0914第5号
令和5年9月14日

厚生科学審議会会長 福井 次矢 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



諮 問 書

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第56条の2第1項の規定に基づく理容業、美容業、クリーニング業の振興指針を定めることについて、同法第58条第2項の規定に基づき、貴会に意見を求めます。

厚 科 審 第 36 号
令和 5 年 10 月 3 日

生活衛生適正化分科会会長
芳賀 康浩 殿

厚生科学審議会会長

福 井 次 矢



生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律
第 164 号）第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく理容業、美容業、クリーニン
グ業の振興指針を定めることについて（付議）

標記について、令和 5 年 9 月 14 日付け厚生労働省発健生 0914 第 5 号をも
って厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第 3 条の
規定に基づき、貴分科会において審議方願いたい。